

規制シート(様式)

190200300770001

平成28年12月27日

規制の名称	特定都市河川に係る雨水阻害行為に対する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	国土交通省水管理・国土保全局 治水課長 泊 宏
規制目的	特定都市河川流域における浸水被害の防止を目的とする。		
規制内容の概要	都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川流域として指定した場合、一定規模以上の雨水浸透阻害行為を許可制、また、保全調整池に対する機能阻害行為は届出制とし、浸水被害の防止のための対策を義務づけるもの。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	市街化の進展により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な地域である特定都市河川流域において、十分な効果を発揮するためには、引き続き雨水浸透阻害行為に係る規制等を維持することで、浸水被害の防止を図ることが必要である。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		